

米子市人権教育基本方針・推進プラン第3次改訂（案）に対する
意見募集（パブリックコメント）の結果
意見の概要と意見に対する市の考え方・対応方針

No.	頁	意見の概要	市の考え方・対応方針
1	12	<p>2(1)①イ「小・中学校の連携を図り、9年間の系統的かつ計画的な指導内容を作成し、小中一貫した教育を推進します。」について</p> <p>①「9年間の系統的かつ計画的な指導内容」とあるが、教えるのは小学6年と中学3年間の授業ではないか。</p>	<p>①本プランにおける「9年間の系統的な指導」は、同和問題を特定の学年のみで扱う一時的な学習ではなく、児童生徒の発達段階に合わせ、義務教育の全期間を通じて、段階的に学びを深めることを意図したものです。具体的には、小学校低・中学年では「自他を大切にする心や差別に気づく感性」の土壌を育み、高学年以降では「歴史的背景や現代的課題」について理解を深めます。このように、9年間を通じた心の育成と知識の習得を一体的なプロセスとして捉えているため、「系統的かつ計画的な指導」と位置付けております。</p>
		<p>2(1)②ウ「人権教育地域懇談会、公民館講座等を通して市民啓発を推進します」について</p> <p>②社会教育という部門で、公民館が該当するが、最近あまり同和問題の講座があがってきていないように思うが。</p>	<p>②公民館では多様な人権講座を実施しております。同和問題は重要な課題の一つと認識しており、今後も地域のニーズを踏まえ、学習機会の提供に継続して取り組んでまいります。</p>
	13	<p>2(3)②ア「同和問題（部落差別）に関する認識を深め、同和問題学習の推進を図るための研修機会の充実を図ります」について</p> <p>③先生方には、同和問題を正しく理解して、生徒たちに指導してもらっているのか。指導が難しいと思っている先生が多いのではないか。</p>	<p>③教職員が同和問題を正しく理解し、適切に指導を行うことは教育の重要な責務であると認識しております。現場の教職員が抱く困難さにも配慮しながら、いただいたご意見を今後の研修計画の参考とさせていただきます。教職員がより一層自信をもって指導にあたることができるよう、実践的な研修の充実に努めてまいります。</p>